

○ 認可特定保険業者等に関する命令（平成二十三年^{内閣府、厚生労働省、法務省、農林水産省、環境省、国土交通省、経済産業省、文部科学省}）
（令第一号）

改正案	現行
<p>（届出事項等） 第六十四条（略）</p> <p>2・3（略）</p> <p>4 第一項第十一号に規定する「不祥事件」とは、認可特定保険業者等、認可特定保険業者等の役員若しくは使用人又は認可特定保険業者等（認可特定保険業者の業務の委託先を除く。）のために保険募集を行う者若しくはその役員若しくは使用人が次の各号のいずれかに該当する行為を行ったことをいう。</p> <p>一〜三（略）</p> <p>四 現金、手形、小切手又は有価証券その他有価物の紛失（盗難に遭うこと及び過不足を生じさせることを含む。以下この号において同じ。）のうち、認可特定保険業者の業務の特性、規模その他の事情を勘案し、当該業務の管理上重大な紛失と認められるもの</p> <p>五（略）</p>	<p>（届出事項等） 第六十四条（略）</p> <p>2・3（略）</p> <p>4 第一項第十一号に規定する「不祥事件」とは、認可特定保険業者等、認可特定保険業者等の役員若しくは使用人又は認可特定保険業者等（認可特定保険業者の業務の委託先を除く。）のために保険募集を行う者若しくはその役員若しくは使用人が次の各号のいずれかに該当する行為を行ったことをいう。</p> <p>一〜三（略）</p> <p>四 現金、手形、小切手又は有価証券その他有価物の一件当たり百万円以上の紛失（盗難に遭うこと及び過不足を生じさせることを含む。）</p> <p>五（略）</p>